様式第七号（第十二条関係）

年　月　日

厚生労働大臣　殿

金融庁長官　殿

財務（支）局長　殿

登録番号
商号又は名称
代表者氏名

業務報告書

確定拠出年金法第百二条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

（A列４番）

確定拠出年金運営管理機関業務報告書

登録番号	
商号又は名称	
（　　年事業年度） 年　月　日から　年　月　日まで	

１．企業型年金の運営管理業務の受託数

法第２条第７項第１号イの業務	
同号ロの業務	
同号ハの業務	
同項第２号の業務	

○内閣府厚生労働省令第十号

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百二条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年六月三十日

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第七号を次のように改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎